

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 4 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 7 月 27 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）2 階西会議室 2 B

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 7 号 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 指定第 8 号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 6 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について |
| 日程第 4 | 報告第 7 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 日程第 5 | 議案第 14 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第 6 | 議案第 15 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 7 | 議案第 16 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 8 | 議案第 17 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 18 号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 日程第 10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| (欠員) | 02. 山本 奨一 | 03. 下元 誠一郎 | (欠席) |
| 05. 松田 武章 | 06. 小野 重明 | 07. 坂本 功 | 08. 市川 正司 |
| 09. 山本 道雄 | 10. 林一 将 | 11. 下元 一明 | 12. 河上 茂秋 |
| 13. 廣井 栄治 | 14. 西井 健夫 | 15. 岡林 景補 | 16. 宮崎 恵美子 |
| (欠席) | (欠席) | 19. 太田 祥一 | |

〔欠席委員〕

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 04. 甫喜本 治誠 | 17. 池本 宗生 | 18. 西本 茂子 |
|------------|-----------|-----------|

〔事務局出席者〕

- | | | |
|-------|------|------|
| 西谷 久美 | 林 和利 | 上川 優 |
|-------|------|------|

議長	<p>毎日蒸し暑い日々が続いております。今月 18 日に高知の梅雨明け宣言が出されました。しかし、ここにきてこの数日間はまた梅雨空に戻った天候が続いております。今東京都の知事を決める選挙戦が終盤を迎えようとしています。21 人という大変多くの方が立候補をしています。実質上は 3 人の戦いとなっています。31 日には投票が行われ日本の首都東京の新しい都知事が誕生することになります。</p> <p>また、世界に目を向けるとイギリスの EU 離脱を国民に問う選挙が行われ離脱がわずかの差で決まりました。EU 離脱に反対をしていたキャメロン首相が辞任をし 13 日にテリーザメイ首相が就任しイギリスの先のサッチャー首相に次ぐ史上 2 人目の女性首相となりました。イギリスの EU 離脱は世界的に不安をもたらす世界経済に与える影響が懸念されています。</p> <p>また、アメリカで 11 月に行われます大統領選も大詰めを迎えようとしています。これも結果次第で世界に、また我々日本にも大きな影響を与える可能性があるとも言われています。</p> <p>もう一つ注目されているのが、今ロシアのドーピング問題でも大きく揺れているブラジルリオのオリンピックが 8 月 5 日から開催されます。リオデジャネイロは治安もあまりよくなく、オリンピック出場を辞退する選手が続出する状態のなかでの開催が、間近に迫っています。世界の治安の悪い都市ランキング 2014 年度調べによるとワースト 6 位にランクされているほどです。安全で平和的に大会が無事に終了することを願うところです。ちなみに治安のいい都市ランキング最新版では東京と大阪がともにベスト 10 にランクインされています。また、我々四万十町農業委員会は 8 月 8、9 日に岡山、徳島の視察研修に行きます。参加される方はたいへん暑い時期での視察となりますが、しっかり研修をしてきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今から、平成 28 年度四万十町農業委員会第 4 回窪川農地部会を開会いたします。</p> <p>農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議に、4 番 甫喜本委員、17 番 池本委員、18 番 西本委員から欠席の届けが出ております。</p> <p>それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>8 月の日程について報告します。議長より話がありましたように 8 月 8 日、9 日は先進地視察があります。詳細はその他の件でお知らせします。8</p>

議長

月 22 日 農業者年金加入推進部長等の研修会が開催されます。年金推進部長の松田委員と、女性委員の方にご案内を配らせていただきますので参加よろしくお願いします。以上です。

次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は 15 名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第 1、指定第 7 号 会期の決定についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 4 回窪川農地部会は本日 1 日といたします。これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 4 回窪川農地部会は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 8 号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思っております。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員に

5 番 松田 武章 委員、6 番 小野 重明 委員

を指名いたします。よろしくお願いします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、

日程第 3、報告第 6 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 6 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてご説明いたします。

ページは 3 ページです。今月の案件は、1 件になります。

番号 1 について説明いたします。

土地の所在地、根々崎字大切 3 3 番、地目、田、面積、323 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積 468 m²です。

議長

解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。この農地は、平成23年11月1日～平成28年12月31日まで利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付したいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

なお、この農地については、ページ12、番号12の利用権設定と、ページ45、番号7の利用配分案にと関連しています。合意年月日、平成28年6月23日、引渡年月日平成28年8月1日です。

報告第6号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第6号は終わります。

続いて、

日程第4、報告第7号、非農地証明事務処理報告についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第7号

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

1番七里字中谷甲1337番2、地目、田、面積、259㎡につきましては、平成2年から宅地として利用、同字甲1337番8、地目、田、面積、15㎡につきましては、同時期より道路の一部として利用されていると申請がありましたので、担当委員と確認しました。添付資料の2ページの写真のとおりとなっていて、非農地証明書を発行しています。

2番、東大奈路字立野475番54、地目、田、面積、99㎡は60年以上前より宅地と利用しているとの申請がありましたので、担当委員と確認しております。添付資料4ページの写真のとおりでありまして、非農地証明書を発行しております。以上です。

議長

報告第7号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第7号は終わります。

続いて、日程第5、議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いた

します。
 今月の案件は、2 件になります。
 なお、譲受人・譲渡人の氏名・住所及び売買額・賃借料等については、議案書のとおりです。
 番号 1 について説明いたします。土地の所在地、窪川中津川字ヒノ口 1 3 4 9 - 1、地目、畑、面積 41 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望です。
 譲受人の耕作面積は、10,106 m²です。下限面積は達成しています。なお、取得する農地は、譲受人の自宅から 100m 程で、野菜を耕作するとの計画です。
 続いて、番号 2 について説明いたします。土地の所在地、七里字神主屋敷乙 1 1 8 1、地目、畑、面積 201 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 260 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望で、所有者は相続された農地ですが、現住所が県外で遠隔地ということもあり、譲受人に要望したとの事です。譲受人の耕作面積は、18,207 m²です。下限面積は達成しています。なお、取得する農地は、譲受人の自宅に隣接しており、野菜を耕作するとの計画です。
 以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第 14 号について事務局の説明が終わりました。
 担当委員の補足説明はありませんか。

8 番 1 番の案件ですが、譲渡人の方が以前からこの土地は譲受人に譲ると言っていたそうで、今回譲渡人からこういう形になりました。特に問題はありません。

7 番 2 番の件ですが、譲渡人のお父さんから相続を受けた土地です。本人は高校卒業後、横浜の方に住んでいます。譲受人の宅地に接していますので、譲受人に買ってもらった状況で問題ないと思います。

議長 議案第 14 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
 委員 (「なし」の声あり)
 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
 委員 (「なし」の声あり)
 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

事務局

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、

日程第6、議案第15号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第15号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明いたします。

議案書6ページの1番の案件です。添付資料は7~8ページをご覧ください。

申請地は、市生原字梶田 439-1番、地目は、畑 面積：149㎡の内29.63㎡の土地です。申請人は、記載のとおりです。

転用目的は、墓地です。転用理由は、先祖の墓地が遠方にあり管理が大変不便であり、管理のしやすい申請地に既存の墓石の移設と、納骨堂を新設するものです。農地区分は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しました。

転用計画につきましては、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状況は、東側は水路を挟んで農業用倉庫、西側、南側、北側は「同意あり」の田となっています。土地の造成計画については、表土を10cm程度剥ぎ取り造成し、整地後にコンクリート仕上げする計画。進入路は、北側の町道から歩いて進入します。排水計画については、雨水は畑内にて自然浸透とのこと。墓地埋葬法の許可申請については、担当課へ申請中です。本件については、以上です。

議長

議案第15号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

3番

申請人に話を聞いてきました。隣家がちょっと離れていますが100m以内に2軒、同意はもらっている。墓地周辺の田がありますが、その方にも同意を得ているということですので、問題はないと思います。

議長

議案第15号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 15 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、

日程第 7 議案第 16 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 16 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明いたします。

議案書 7 ページの 1 番の案件です。添付資料は 9～10 ページをご覧ください。

申請地は、作屋字フマデン 337-2 番、地目は、畑 面積 181 m²の土地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。借受人・貸付人は、記載のとおりです。転用目的は、一般個人住宅です。転用理由は、借受人は現在県外に住んでいるが、このたび故郷である四万十町に帰ってきて永住するために自己専用住宅を建築する計画です。農地区分は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しました。

転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で住宅を建築する計画になっています。周囲の状況は、東、南、北側が同意有の田・畑で、西側は原野となっています。土地の造成計画については、切土、盛土はなく、土間コンクリート及び砂利敷の計画です。進入路については、南側の町道から進入を計画しています。それに伴う工事がありますので町建設課に申請手続中とのことです。排水計画については、雨水は砂利敷き部分に自然浸透とし、生活排水については、合併浄化槽を設置し町道側溝に排水する計画です。本件については、以上です。

議長

議案第 16 号について事務局の説明が終わりました。

	<p>担当委員の補足説明はありませんか。</p>
8 番	<p>元々この方は地元出身らしく、向こうで定年を迎え戻ってくるということで、土地を探していたところ、譲渡人の方に話があったようです。周りに人家がなく、周囲はほとんど原野の状態です。ここへ家が建つと、周りで農地を作っている方がかなり喜んでいきます。ここは獣害の被害が多く家を建ててくれると少しでも害が減るのではないかと期待してました。</p>
議長	<p>議案第 16 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。</p>
委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、質疑を終結し採決します。</p>
	<p>議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>挙手全員であります。</p>
	<p>よって、議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>続いて、</p>
	<p>日程第 8 議案第 17 号 四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。</p>
	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 17 号</p>
	<p>四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 28 年 8 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より諮問を求められたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>ページは 8 ページから 40 ページです。今月の案件は、13 件になります。</p>
	<p>なお、利用権の設定を受ける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び売買額・賃借料等については、議案書のとおりです。</p>
	<p>番号 1, 2 については個人間での利用権設定で、番号 3 番以下は高知県農業</p>

公社、中間管理機構への貸付になっています。番号3番からは件数も多いので、まとめて報告させていただきます。

まず、番号1について説明いたします。

土地の所在地、小向字角田243番の一部、地目、田、面積5,924㎡の内3,000㎡です。設定は新規です。期間は平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年です。使用貸借権です。設定作物は施設キュウリを耕作する計画です。今回の利用権設定は、親子間での設定になります。設定を受ける方は、新規就農者で新たに農地を借受ける事になります。

つづいて、番号2です。土地の所在地、東川角字東高岡甲1150、地目、田、面積1,582㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積4,677㎡です。設定は新規です。期間は平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年です。使用貸借権です。作物は施設ニラを耕作する計画です。今回の利用権設定は、親子間での設定になります。設定を受ける方は、新規就農者で新たに農地を借受ける事になります。

3～14は、中間管理機構への利用権設定になりますので、まとめて説明させていただきます。

設定を受ける者は、全て農地中間管理機構になります。

利用権を設定する方は、11名で、4番7番9番は、所有者が亡くなっていますが、相続権者全てから同意を得ていますので特に問題ありません。番号3です。土地の所在地、奈路字備後地1206、地目、田、面積1,550㎡です。以下41筆あり、合計で42筆、面積が61,280㎡です。設定は全て新規です。期間は全て平成28年8月1日から平成38年7月31日までの10年間です。今回の中間管理機構への貸付はすべて使用貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第17号について事務局の説明が終わりました。1番、2番は通常の設定となりますが、3番以降は中間管理事業に関するものです。ご意見がある方はお願いします。

担当委員の補足説明はありませんか。

5番

1番ですが、事務局の方が詳しく説明してくれたので問題ないかと思いますが、息子さんがハウスできゅうり栽培の予定です。何も問題ないと思います。

11番

事務局から報告があったように、借受人は新規就農で新規就農支援事業で1年間農家の方に勉強をしてみたいと、今年新たにハウスを建ててニラをやっていく。土地を父さんから受けるということで、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

3 番

4、5番ですが、この人は体調も悪いし、農機具もほとんど売って、全部中間管理機構へあてるといことです。

6、7番ですが、ご主人が亡くなりまして女手一人では、できないということで今までは生姜に貸していましたが、返ってきましたので、中間管理機構へ話をしたといことです。

議長

議案第17号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第17号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、

日程第9 議案第18号 農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第18号

農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。

配分計画案につきましては、ページは41ページから53ページです。今月の案件は、8件になります。なお、権利の設定を受ける者の氏名・住所については、議案書のとおりです。

配分計画案につきましては、件数も多い事から土地の所在地を省略させてもらい、整理番号と筆数、面積について順に読み上げさせていただきます。

なお、地目は全て田です。権利の種類は8件全て、使用貸借権での設定で、設定期間は、県の許可日から、平成38年7月31日までです。番号1番のみ受手が法人となっています。

番号1は14筆、面積23,049㎡、番号2は4筆、面積8,934㎡、番号3

議長

は4筆、面積6,847㎡、番号4は7筆、面積5,787㎡、番号5は4筆、面積8,574㎡、番号6は2筆、面積3,418㎡、番号7は3筆、面積1,447㎡、番号8は4筆、面積3,224㎡以上です。

事務局の説明が終わりました。

これは中間管理事業に関するものです。担当委員の補足説明はありませんか。

質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第18号農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10

その他の件についてを議題とします。先日7月14日に高岡郡の女性協議会が開催されましたので、参加されておりました宮崎委員よりご報告お願いいたします。

16番

7月14日に高岡郡の女性部会が梶原町において行われ、四万十町からは林会長、局長、事務局の山本、十和の武内さん、大正の田村さんと私の6名で参加しました。参加人数は女性農業委員が13名、その他15名、合計28名の参加でした。

梶原町の庁舎に集まり、梶原町職員に梶原町の庁舎、メインストリート、特産店、竜馬の銅像、雲の上のホテルと温泉をつなぐ渡り廊下などを案内して頂きました。

庁舎は、役場、JA、銀行、商工会が入った総合庁舎となっていて、ホールは入口の扉が全部オープンになり、イベントや避難所になっているようです。メインストリートは、電線のないすっきりとした通りできれいでした。雲の上のホテルと渡り廊下は木の枝を組み合わせたもので、下には道路が通ってましたが、1本の大きな柱が支えているだけでしたが、かっこよく、すごいと思いました。廊下の中には隠し部屋があるそうです。大人2人しか泊れないそうです。次に昼食をとり会議に入りました。会長、副

	<p>会長の留任を決めて、11月28日、29日に中国四国の女性農業委員協議会を三翠園ホテルで行うことになるのでよろしくとのことでした。会長さんが昨年の島根県に負けなくらいのおもてなしをしたいということで、三翠園の中庭でカツオのたたきの実演ができるのでやりたい、ほかにもいろいろと考えているようです。予算の話をしていたら、全国農業会議所の職員の方が、全国農業新聞を増やせば助成金があると言われて、林会長が女性だけでは人数も少ないので全農業委員さんをお願いして、1人1部でも増やすことをお願いしようということになりましたので、29日までに皆さんのご協力をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>先ほどの報告の農業新聞の推進のことを言っていただきましたが、こちらの方について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>宮崎委員から報告がありました通り、高岡郡協議会の女性部会の中で、全国農業新聞の推進をいたしまして普及助成金をその活動の一部にと考えてまして、決定がされ、議案書と一緒に申込書をお配りしていたと思います。ぜひ1件でも皆様のご協力をと考えています。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>その他の件ではほかに何かありませんか。</p>
事務局	<p>視察研修について、日程は8月8日、9日、岡山、徳島の2カ所で決定。時間の詳細は、出席者に当日までに送ります。</p>
6 番	<p>作況調査ですが、9月16日金曜日午後1時から予定していますので、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>利用状況調査について、実施要領に基づき再度説明をいたします。</p>
	<p>— 説 明 —</p>
議 長	<p>他にありませんか。なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第4回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>起立、礼。</p>
	<p>閉 会 午後3時00分</p>